

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	大熊町

大熊町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県大熊町役場産業課
所在地 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717
電話番号 0240-23-7137
FAX番号 0240-23-7893
メールアドレス sangyo@town.okuma.fukushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	大熊町全域（一部帰還困難区域を除く）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、大豆、生姜	0千円
アライグマ	水稲、大豆、生姜	0千円
ハクビシン	水稲、大豆、生姜	0千円
タヌキ	水稲、大豆、生姜	0千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ 町内全域に生息し、1年を通じて畦畔や農地を掘り返す等の被害がある。農作物への直接的被害は出していないが、近年イノシシの出没数が増加傾向であり、農作物への被害が懸念される。
②アライグマ、ハクビシン、タヌキ 町内全域に生息し、1年を通じて出没している。現在目立った被害はないが、営農再開の拡大に伴い、農作物被害の増加が懸念される。さらに、生活環境被害を与えることで農業従事者の移住や帰還意欲の妨げとなっている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	0千円	0千円
	0a	0a
アライグマ ハクビシン	0千円	0千円
	0a	0a

タヌキ		
-----	--	--

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	大熊町有害狩猟鳥獣捕獲隊を編成し、銃器・くくり罠による捕獲を実施。 外部委託による事業捕獲を同時に行い、捕獲隊だけでは不足する事業面積と捕獲努力量を確保。	捕獲隊員の高齢化や、避難先からの長距離通勤が負担になっている。
防護柵の設置等に関する取組	被害防止対策資材に対する購入費補助を行っている。	被害防止対策資材の設置は個人主体になっており、カバー率にバラつきが見られる。
生息環境管理その他の取組	該当なし	該当なし

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>本町は、令和4年度に営農活動が再開した。しかし急速な農業の復興に対して鳥獣被害対策が追いついておらず、農業従事者の鳥獣被害に対する意識も低いため、地域の実情に合わせて適切な被害防止措置を講じる。</p> <p>具体的な方針として以下について取り組む。</p> <p>①行政による鳥獣被害防止柵の設置と個人設置への補助 ②農業及び地域住民に対しての鳥獣被害防止に係る意識醸成</p>

③捕獲隊と民間業者を組み合わせたムラのない捕獲圧の継続

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①大熊町有害狩猟鳥獣捕獲隊

隊員は、福島県猟友会大熊部会長が推薦する会員から、町長が委嘱状を以って任命する。

②民間の捕獲事業者

各年に入札を行い、落札した業者が捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ	・捕獲隊及び民間業者と連携を図りながら捕獲を行う。 ・効果的、効率的な捕獲を継続するため、地域住民からの情報収集や、福島県避難地域鳥獣対策支援員と協力し、被害個体の追跡、捕獲実施主体への共有を行う。
7	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ	前年度に準拠する。
8	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ	前年度に準拠する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入

する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除実施計画、福島県イノシシ管理計画、大熊町鳥獣被害防止計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数を100頭とする。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数を100頭とする。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数を100頭とする。
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数を50頭とする。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数を50頭とする。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数を50頭とする。
ハクビシン タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数を50頭とする。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数を50頭とする。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数を50頭とする。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲手段：散弾銃、箱わな、くくり罠

捕獲時期：本計画期間随時
捕獲場所：町内全域（一部帰還困難区域を除く）

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ	県道35号線の西側に営農している農地に侵入防止柵を整備するため、設置規模の確認中。 整備内容としてはワイヤーメッシュ柵を想定。	前年度に整備した侵入防止柵の発展・拡大	前年度に準拠する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ	・設置個所の巡回及び経過観察。 ・設置侵入防止柵の点検、指導。 ・現地講習会を開催し、普及啓発。	前年度に準拠する。	前年度に準拠する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
6	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ	・集落単位における誘引物及び生息環境の条件把握を実施。
7	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ	・有害鳥獣対策としてモデル地区を選定し、センサーカメラ等による生息及び生体調査を行う。 ・町内居住者への参加型情報収集事業により、人と獣の接触位置や状況を確認し、人身被害発生回避策を検討。
8	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ	・ゾーニング理論を捕獲事業に取り入れ、捕獲の省力化と効率化を追求する。 ・その他については前年度に準拠する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大熊町役場産業課	住民からの問合せへの対応、情報収集、町内居住者への注意喚起、捕獲隊への連絡・調整
大熊町有害狩猟鳥獣捕獲隊	対象鳥獣の捕獲・処理対応、出没報告箇所の巡

	回
双葉警察署	対象鳥獣関係の情報提供
福島県相双地方振興局	対象鳥獣の対応に関する指導・助言

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

①大熊町役場産業課⇔②町内居住者（産業課に通報し、注意喚起を行う）
①⇔③双葉警察署（情報共有及び巡回等の対応に同行する）
①←④福島県相双地方振興局（対象鳥獣に係る指導・助言）
①→⑤大熊町有害狩猟鳥獣捕獲隊（出動要請）
※矢印は連絡の方向性を示す。

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

町内全域において狩猟肉の摂取及び出荷制限がかけられているため、減容化処理施設（双葉地方広域市町村圏組合）による微生物分解処理を行う。 なお、何らかの理由で分解処理ができない場合は、埋設処理を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等）	該当なし

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	設置なし
構成機関の名称	役割

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	該当なし

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

捕獲隊の委嘱状交付と同時に実施隊に任命する。

実施隊は、福島県猟友会富岡支部大熊部会に所属する12名で構成し、鳥獣被害防除及び追い払いを実施する。また、免許を有する隊員については、町民から依頼を受けた場合に銃器及びわなによる対象鳥獣の捕獲を行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、

地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。